

平成31年度山口支部保険料率について

平成31年1月17日



全国健康保険協会 山口支部

協会けんぽ

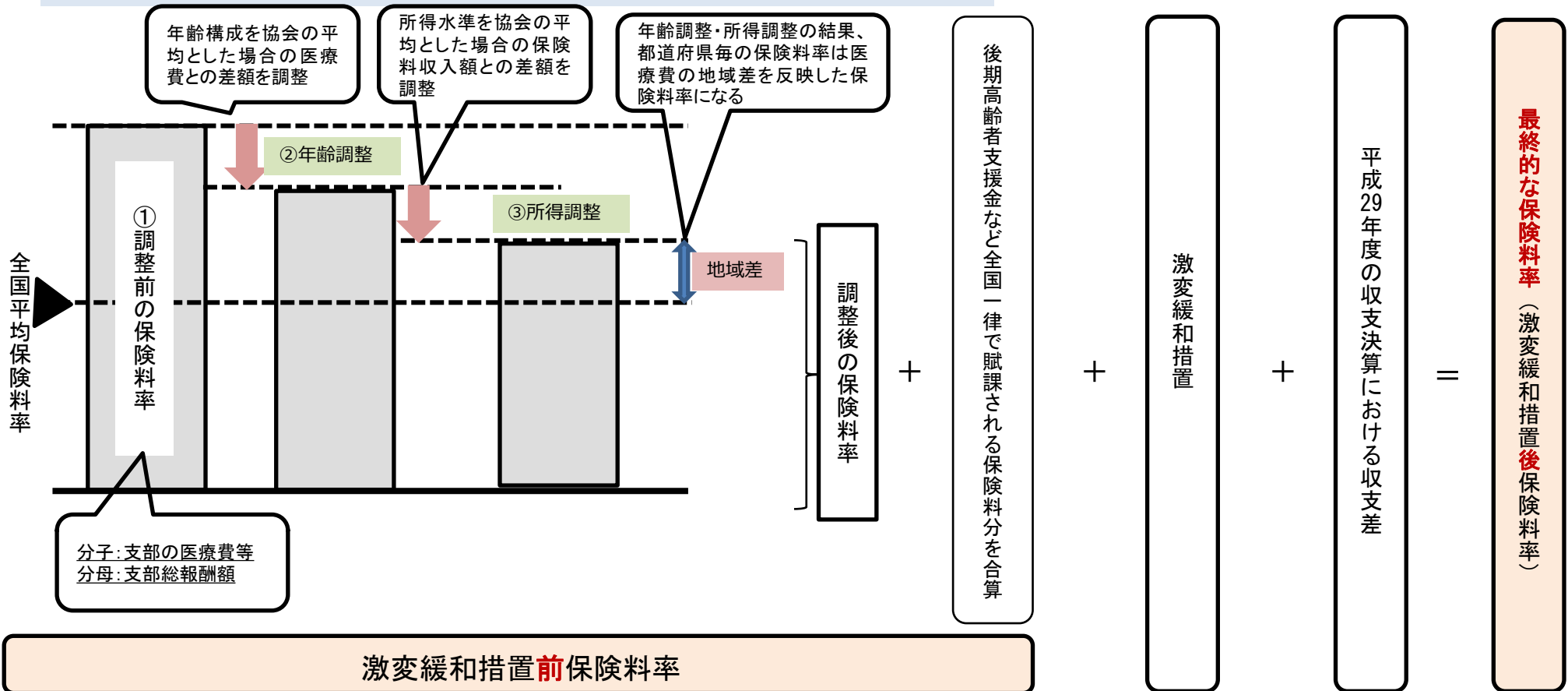
都道府県単位保険料率・激変緩和措置について

1. 都道府県単位保険料率の設定について

○都道府県毎に地域の医療費や所得水準をそのまま保険料率に反映させた場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。

○このため、協会けんぽにおける都道府県毎の保険料率の設定においては、地域の医療費や所得水準の違いがそのまま反映されるのではなく、相互扶助と連帯の観点から、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差は都道府県間で相互に調整した上で、保険料率を設定することになっている。

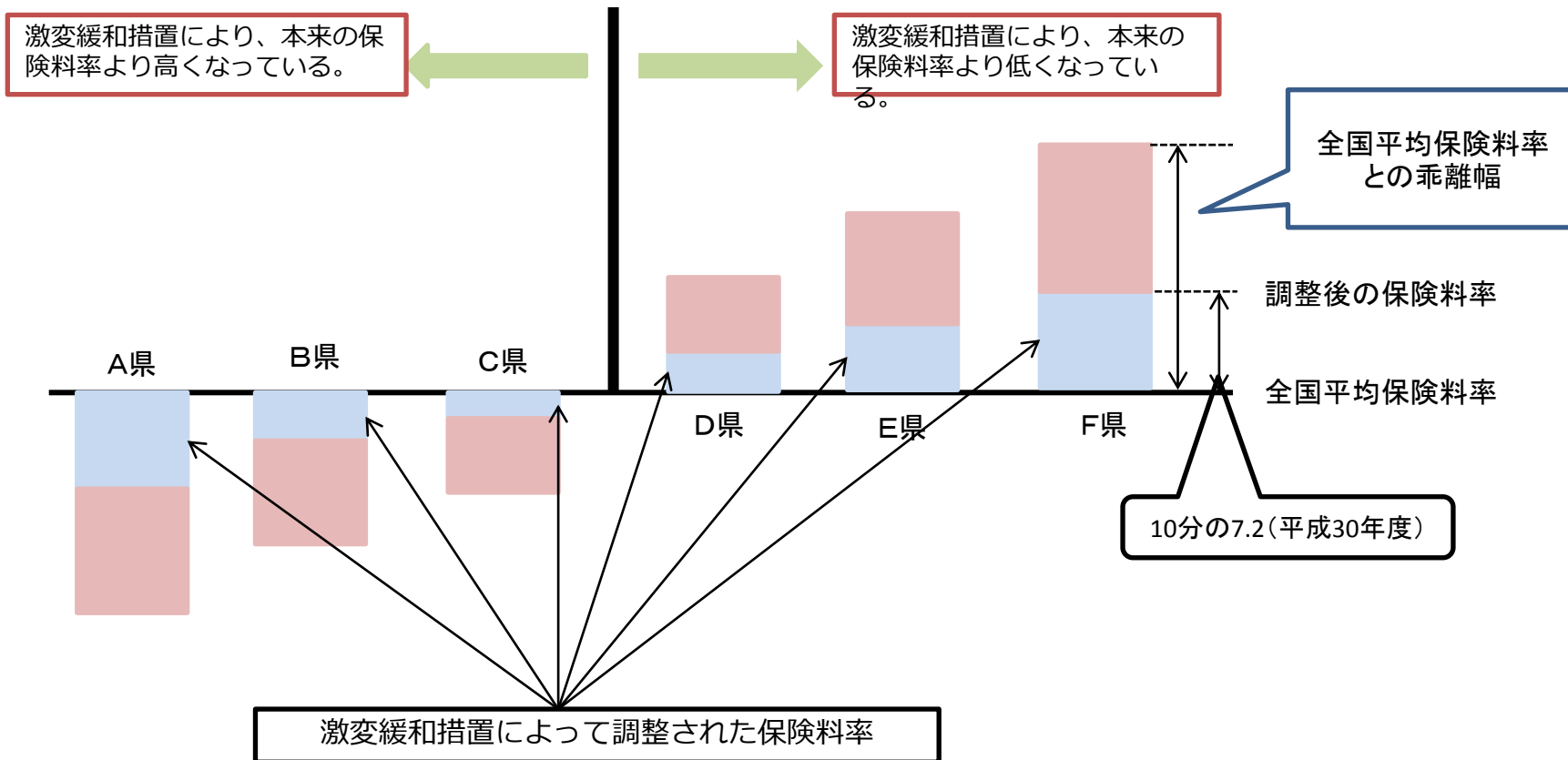
保険料率設定のイメージ（年齢構成が高く、所得水準が低い山口の例）



2. 激変緩和措置について

○全国一律の保険料率から都道府県毎の保険料率への移行にあたって、その円滑な移行を図るため、激変緩和措置を講じたうえで保険料率を設定することになっている。（2020年3月31日で解消予定）

○激変緩和措置の具体的内容は、政令で定められており、実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が調整される。（平成30年度は7.2/10、29年度は5.8/10）



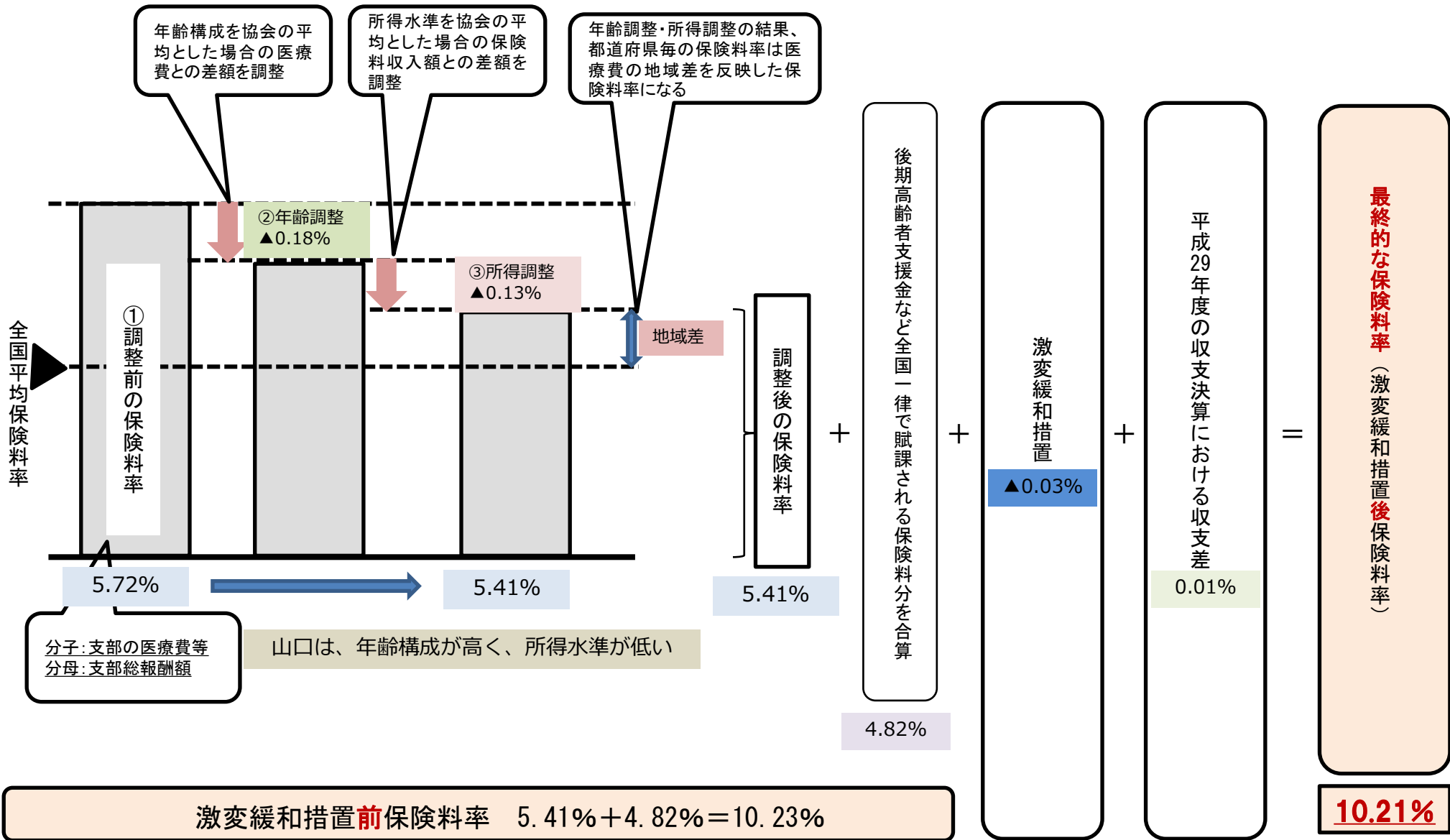
平成31年度山口支部保険料率について

3. 平成31年度都道府県単位保険料率算定の前提条件

- 平成31年度は、平成29年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和措置は8.6/10
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

4. 平成31年度山口支部保険料率算定のイメージ図

(1ページの図に保険料率等を記載したもの)



5. 平成31年度山口支部保険料率の算定式について

山口支部独自の保険料率

健康保険法第160条第3項第1号

①支部の保険料率(調整前) 5.72%
 + ②年齢調整率 ▲0.18%
 + ③所得調整率 ▲0.13%

5.41%

激変緩和措置

全国平均第1号保険料率 5.18% + (山口の激変緩和前保険料率 5.41% - 全国平均第1号保険料率 5.18%) × 8.6/10

$5.18\% + (5.41\% - 5.18\%) \times 8.6/10 = 5.38\%$

全国一律の保険料率

健康保険法第160条第3項第2号

前期高齢者支援金等に要する保険料率 3.53%
 傷病手当金等の現金給付費等に要する保険料率 0.46%

健康保険法第160条第3項第3号

保健事業等に要する保険料率(準備金積立分含) 0.89%

その他収入等 0.06%

4.82%

健康保険法施行規則第135条の7

平成29年度の収支差精算

0.01%

激変緩和措置前
保険料率

10.24%

激変緩和措置後
保険料率

10.21%

6. 平成31年度全国平均保険料率との比較

(単位: %)

	医療給付費についての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.82)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等除く) (c)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等含む) (c+α)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.18	—	—	5.18	10.00	10.00	10.00
山 口	5.72	▲ 0.18	▲ 0.13	5.41	10.23	10.20	10.21

- (注) ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.46%)、前期高齢者納付金等(3.53%)、保健事業費等(0.89%)、その他収入(▲0.06%)に係る合計の保険料率(4.82%)を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の8.6となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.82%を加算したものである。
 - ・ 保険料率(c+α)は、保険料率(c)には含まれていない、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び支部ごとの特別計上分を含めて算定したものである。

7. 山口支部保険料率の推移

年度	山口支部(%)	全国平均(%)	全国平均との差(%)
平成20年度	8.20	8.20	+0.00
平成21年度	8.22	8.20	+0.02
平成22年度	9.37	9.34	+0.03
平成23年度	9.54	9.50	+0.04
平成24年度	10.03	10.00	+0.03
平成25年度	10.03	10.00	+0.03
平成26年度	10.03	10.00	+0.03
平成27年度	10.10	10.00	+0.10
平成28年度	10.13	10.00	+0.13
平成29年度	10.11	10.00	+0.11
平成30年度	10.18	10.00	+0.18
平成31年度	10.21	10.00	+0.21

←H20. 10. 1

協会けんぽ発足

←都道府県単位別

保険料率へ移行

←予定